

諸外国の法令抜粋

「Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations 2002」(抄 日本語訳)

第2条

当該規則において、使用する用語は以下の例による。

・「分類と表示に関する手引き」とは、2002年4月16日の健康安全委員会において承認された「危険物及び危険物の混合物の分類と表示に関する手引き（第5版）をいう。

・「CHIP規則」とは、「化学物質（表示及び梱包）」取扱規則をいう。

・「危険物」とは、

(a) CHIP規則によって規制されているかいかかわらず、分類と表示に関する手引きの「爆発性物質」「酸化性物質」「極めて可燃性のある物質」、「高可燃性物質」、「可燃性物質」として、「Approved guide to the Classification and Labelling of Dangerous Substances and Dangerous Preparations (5th edition)」に分類される物質又は混合物をいう。

(b) 上記(a)には該当しないが、物理的又は化学的特性と使用法又は保管方法に起因するリスクが生じる物質又は混合物をいう。

(c) 上記のいずれにも該当しないが、大気や可燃性蒸気の混合により爆発しうる固体微粒子・繊維状又はそれ以外の形態にかかわらず、あらゆる粉末をいう。

・「物質」とは、ガスや蒸気、液体、固体の状態にかかわらず、天然又は人工物のものを意味する。

・「作業場」とは、業務において労働者が使用するあらゆる建物又はその一部を示す。

※「分類と表示に関する手引き」に示される危険物において、「可燃性がある物質」の定義は次のとおり。

引火点が21℃以上55℃以下の液体の物質又は混合物をいう。

第6条（危険物に起因するリスクの除去又は軽減）

第1項

すべての雇用主は、合理的に実施可能な限りにおいて、リスクを除去又は軽減することを確保しなければならない。

第2項

第1項に定める義務を遵守するにあたっては、合理的に実施可能な限りにおいて、まず第一に、代替措置が講じられなければならない。つまり、職場環境における危険物について、そのリスクを除去又は軽減できる代替物質又はプロセスに置き換えることにより、当該危険物の関与又は使用を回避しなければならない。

第3項

第1項及び第2項に従うリスクの除去が合理的に実施可能でない場合にあっては、雇用主は、合理的に実施可能な限りにおいて、(a) 第4項で特記される方法を実施しながらリスクを制御するために、(b) 第5項で特記される方法を実施しながら、危険物に起因する火災又は爆発の有害な影響、その他すべての有害な物理的影響を軽減するために、リスク評価に基づいた手段及び職場における活動又は作業の性質に対して適切な手段を講じなければならない。

第4項

第3項(a)の目的のために特記される手段は、優先度の高い順に、以下のとおりである。

- (a) 危険物の量を最小限度まで削減すること
- (b) 危険物の飛散を回避又は最小化すること
- (c) 危険物の飛散をその源泉において制御すること
- (d) 適切な換気設備の設置を含む、爆発が起きる環境条件の形成を防止する措置を講じること
- (e) リスクを増幅させる可能性のある危険物の飛散を、適切に回収し、安全に集積し、安全な場所へ除去すること、又は再び安全な状態へ還元すること
- (f) (i) 静電気を含む発火源及び(ii) 危険物の有害な物理的効果を増加させる不適切な条件を回避すること
- (g) 配合禁忌の危険物を分離すること

第5項

第3項(b)の目的のために特記される手段は、以下のとおりである。

- (a) 危険物に関与する従業員数を最少まで減少させること
- (b) 火災及び爆発の拡大を回避すること
- (c) 爆発の衝撃を緩和する設備を設けること
- (d) 爆発を抑制する設備を設けること
- (e) 爆発により生じる可能性のある衝撃に耐えうるように建設された構造物とすること
- (f) 人を保護する適切な設備を設けること

第6項

雇用主は、危険物及び危険物を含む廃棄物の安全な操作、保管及び運搬のために必要な措置を講じなければならない。

「Gefahrstoffverordnung-GefStoffV」(抄 日本語訳)

第1条第1項

この規則は、物質に起因する環境への被害を保護するとともに、危険物の安全や健康に及ぼす被害から労働者を保護するため、市場に流通する物質又は混合物及び製品に適用する。

第2項第1号

危険物及び危険物の混合物は、「Chemicals Act (Chemikaliengesetz)」の第3条の分類に基づくものとする。

※危険物の分類 1. 爆発性物質、2. 酸化性物質、3. 極めて可燃性のある物質、4. 高可燃性物質、5. 可燃性物質、6. 高い有害性のある物質、7. 有害性物質、8. 健康有害物質、9. 腐食性物質、10. 炎症を引き起こす物質、11. 自己反応性物質、12. 発がん性物質、13. 生殖機能に影響を与える物質、14. 遺伝子に影響を与える物質、15. 環境有害物質

第4条第5項

可燃性物質は、液状で低い引火点を有するものである。

第5条（物質安全取扱いの届出）

製造者、輸入業者及び小売業者は、規制の対象となる物質や製造物の詳細情報を記した書類を作成し、届け出なければならない。この書類の作成は、REACHにおいて義務付けられている。

第6条（情報収集及び危険の評価）

雇用主は、当該企業内において規制の対象となるすべての物質について、危険を評価し、危険の程度に関する適切な情報を収集しなければならない。（リスク評価の義務付け）

第7条（基本的な義務事項）

雇用主は職場安全衛生法 (Arbeitsschutzgesetz) に基づき、従業員の安全衛生を確保するために必要なすべての措置を講じなければならない。危険物に関する規則で特記されている措置も同様に講じなければならない。

第8条（一般的な安全対策）

雇用主は、職場環境に危険物が存在する場合には、安全対策を講じなければならない。特に、問題となる労働環境及び作業を適切に調整及び整備することが求められる。（これには、安全対策に必要な装置の設置、危険物に関与する従業員を限定すること、すべての危険物について把握しておくこと等が含まれる。）また雇用主は、人の健康及び環境に危険を及ぼさない状態で、危険物を保管しなければならない。

第11条（化学反応、特に火災及び爆発に対する特別な安全対策）

雇用主は、リスク評価に基づいて、火災及び爆発の危険を最小化する対策を講じなければならない。これには、爆発を引き起こす可能性のある物質の滞留を防ぐ措置を講じること等が含まれる。より具体的な措置については、別表による。

別表4 No. 10

(Decorative objects containing hazardous liquid substances or preparations)

この規則において、第2章に示す危険物に分類される液体の物質又は混合物を含む製品は、禁止されるべきものである。

別表3 No. 1 (Risk of explosion and fire)

1.1 Basic requirement

第1項

第7条により要求されるリスク評価及び最も適切な手段について、事業者は火災や爆発に起因する被害を労働者や他の人に与えないよう安全や健康へのリスクを防ぐために必要な安全対策を講じなければならない。

第2項

爆発に対する安全対策について、第12条の規定及び安全対策として下記の事項を講ずること。

- 1 可燃性蒸気等の爆発するおそれのある状況を形成しないよう措置を講ずること。
- 2 可燃性蒸気等に引火しないよう措置を講ずること。
- 3 爆発の影響を最少限にとどめる措置を講ずること。

1.2 Safeguards against the formation of hazardous explosive mixtures

第1項 1.1 第1項、第2項の規定する可燃性蒸気等の爆発するおそれのある状況の形成に対する十分な安全対策について、次に掲げる措置を講ずること。

- 1 危険物及び混合物は、可燃性蒸気等を発生しないように使用すること。
- 2 作業工程の結果、可燃性蒸気が滞留することは、極力避け、必要最少限とすること。
- 3 可燃性蒸気を除去するための装置を講ずること。

第2項

省略

1.3 requirement pursuant to safeguards against fire and explosion

第1項

火災又は火災の拡大を防止するため、施設の周囲又は施設内に危険物の量は必要最少限とすること。

第2項

火災又は爆発の結果起こりうる環境への危険物の放出を防止するための対策を講ずること。当該対策として以下のものが最低限講じられる必要がある。

- 1 危険物が容器、タンク等から漏れ、あふれ、飛散しないよう措置を講ずること。
- 2 危険物が流出した場合、早急に装置を停止し、流出場所に早期のアクセスを可能する措置を講ずること。
- 3 可燃性蒸気が発生するような危険物の混合は行わないこと。

第3項

飛散した液体の危険物が安全に除去され、回収できるような措置を講ずること。飛散した液体危険物は回収されなければならない。しみ出た液体や廃棄物からの危険物の漏れの安全に除去されなければならない。

第4項

可燃性蒸気の放出は完全に防ぐことはできないことから、可燃性蒸気が滞留した場合でも電気設備が火源とならないような措置講ずる必要がある。

1.4 workplace safety measures

第1項

爆発及び火災に対し、作業場を安全なものとするよう、次に掲げる措置を講ずる必要がある。

- 1 火災等の緊急時に作業員が安全に避難することができるように措置を講ずること。
- 2 建築物は、火災や爆発に起因する衝撃を最少限にし、火災や爆発の被害を拡大しないような措置を講ずること。
- 3 危険物の貯蔵や取扱いを行う施設には消火設備を設置し、有効に作動すること。
- 4 危険物施設には、火災時に消防隊が進入しやすいような措置を講じ、また速やかに消防隊の装備を使用できるよう措置を講ずること。

第2項、第3項 省略

危険物安全管理法（抄）

制定 2004 年 5 月 29 日
最終改正 2008 年 12 月 17 日

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この法は、危険物の貯蔵・取り扱い、及び運搬と、これによる安全管理に関する事項を規定することで、危険物による危害を防止して公共の安全の確することを目的とする。

第 2 条（定義）

1 この法で使用する用語の定義は次のとおり。

- 一 “危険物”とは、引火性又は発火性等の性質を持つものとして、大統領令が定める物品をいう。
- 二 “指定数量”とは、危険物の類別別に危険性を考慮して、大統領令が定める数量として第 6 号の規定による製造所等の設置許可等において、最大の基準になる数量をいう。
- 三 “製造所”とは、危険物を製造する目的で指定数量以上の危険物を取り扱うために第 6 条第 1 項の規定による許可（第 3 項の規定により許可が免除された婆合い、及び第 1 条第 2 項の規定により競技して許可を受けたものとみなす場合を包含する。以下第 4 号及び第 5 号において同じ）を受けた場所をいう。
- 四 “貯蔵所”とは、指定数量以上の危険物を貯蔵するための大統領令が定める場所として、第 6 条第 1 項の規定による許可を受けた場所をいう。
- 五 “取扱所”とは、指定数量以上の危険物を製造以外の目的で取り扱うための大統領令が定める場所として、第 6 条第 1 項の規定による許可を受けた場所をいう。

六 省略

2 省略

第 3 条（適用除外）

この法は航空機・船舶（船舶法第 1 条の 2 第 1 項の規定による船舶をいう。）・鉄道及び軌道による危険物の貯蔵・取扱い、及び運搬においてはこれを適用しない。

第 4 条 省略

第 5 条（危険物の貯蔵及び取り扱いの制限）

- 1 指定数量以上の危険物を貯蔵所ではない場所で貯蔵するか、製造所等ではない場所で取り扱ってはならない。
- 2 省略
- 3 製造所等での危険物の貯蔵又は取扱いに関しては、次の各号の重要基準及び細部基準に従わなければならない。

- 一 重要基準：火災等のための予防と応急措置において、大きい影響を及ぼすか、その基準に違反する場合、直接的に火災を起こす可能性が大きい基準として、行政安全部令が定める基準
 - 二 火災等のための予防と応急措置において、重要基準より相対的に少ない影響を及ぼすか、その基準に違反する場合、間接的に火災を起こし得る基準及び危険物の安全管理に必要な表示と書類・器具等の備具に関する基準として、行政安全部令が定める基準
- 4 第1項の規定による製造所等の位置、構造及び設備の技術基準は、行政安全部令で定める。
- 5 省略

第2章 危険物施設の設置及び変更

- 第6条（危険物施設の設置及び変更等）省略
- 第7条（軍用危険物施設の設置及び変更に対する特例）省略
- 第8条（タンク安全性能検査）省略
- 第9条（完工検査）省略
- 第10条（製造所等設置車の地位継承）省略
- 第11条（製造所等の廃止）省略
- 第12条（製造所等設置許可の取消と使用停止等）省略
- 第13条（課徴金処分）省略

第3章 危険物施設の安全管理

- 第14条（危険物施設の維持・管理）省略
- 第15条（危険物安全管理者）省略
- 第16条（タンク登録者の登録等）省略
- 第17条（予防規程）省略
- 第18条（定期点検及び定期検査）省略
- 第19条（自体消防隊）省略

第4章 危険物の運搬等

- 第20条（危険物の運搬）省略
- 第21条（危険物の運送）省略
- 第22条（立ち入り検査等）省略
- 第23条（タンク試験者に対する命令）省略
- 第24条（無許可場所の危険物に対する措置命令）省略
- 第25条（製造所等に対する緊急使用停止命令等）省略

第 26 条（貯蔵・取扱い基準遵守命令等）省略

第 6 章 補則

第 28 条（安全教育）省略

第 29 条（聴聞）省略

第 30 条（権限の委任・委託）省略

第 31 条（手数料等）省略

第 32 条（罰則適用における公務員擬制）省略

第 7 章 罰則 省略

（韓国）危険物安全管理施行令（抄）

制定 2004 年 5 月 29 日

最終改正 2008 年 12 月 17 日

第 2 条（危険物）

「危険物安全管理法」（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号で大統領が定める物品というのは、別表 1 に規定された危険物をいう。

第 3 条（危険物の指定数量）

法第 2 条第 1 項第 2 号で、大統領令で定める数量とは、別表 1 の危険物別の指定数量欄に規定された数量をいう。

[別表 1（抄）]

第 4 類	引火性液体	特殊引火物		50 リットル
		第 1 石油類	非水溶性液体	200 リットル
			水溶性液体	400 リットル
		アルコール類		400 リットル
		第 2 石油類	非水溶性液体	1,000 リットル
			水溶性液体	2,000 リットル
		第 3 石油類	非水溶性液体	2,000 リットル
			水溶性液体	4,000 リットル
		第 4 石油類		6,000 リットル
		動植物油類		10,000 リットル

備考

- 1 1. 引火性液体とは、液体（第3石油類、第4石油類及び動植物油類においては、1気圧と20℃で液状であるものに限る。）として引火の危険性がるものをいう。
- 1 2. 特殊引火物とは、二硫化炭素、ジエチルエーテル、その他1気圧で発火点が100℃以下のもの、又は引火点が-20℃以下で沸点が40℃以下のものをいう。
- 1 3. 第1石油類とは、アセトン、揮発油、その他1気圧で引火点が21℃未満のものをいう。
- 1 4. アルコール類とは、1分子を構成する炭素原子の数が1個から3個までである飽和1価アルコール（変性アルコールを包含する。）をいう。ただし、次の各目の1に該当するものは除外する。
 - イ 1分子を構成する炭素原子の数が、1個ないし3個の飽和1価アルコールの含有量が60重量パーセント未満の水溶液
 - ロ 可燃性液体量が60重量パーセント未満で、引火点及び燃焼点（タグ開放式引火点測定機による燃焼点をいう。以下同じ。）がエチルアルコール60重量パーセント水溶液の引火点及び燃焼点を超過するもの。
- 1 5. 第2石油類とは、灯油、軽油、その他1気圧で引火点が21℃以上70℃未満のものをいう。ただし、塗料類、その他の物品において可燃性液体量が40重量パーセント以下で引火点が40℃以上で同時に燃焼点が60℃以上のものは除外する。
- 1 6. 第3石油類とは、重油、クレオソート油、その他1気圧で引火点が70℃以上200℃未満のものをいう。ただし、塗料類、その他の物品において可燃性液体量が40重量パーセント以下のものは除く。
- 1 7. 第4石油類とはギア油、シリンダー油、その他1気圧で引火点が200℃以上250℃未満のものをいう。ただし、塗料類、その他の物品において可燃性液体量が40重量パーセント以下のものは除く。
- 1 8. 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子又は果肉から抽出したものとして、1気圧で引火点が250℃未満のものをいう。ただし、法第20条第1項の規定により行政自治部令が定める容器基準と収納・貯蔵基準により、収納されて貯蔵・保管されて容器の外部に物品の通称名、数量及び火気厳禁（火気厳禁と同一の意味を持つ表示を包含する。）の表示がある場合を除外する。

危険物安全管理施行規則（抄）

制定 2004 年 7 月 7 日

最終改正 2008 年 12 月 18 日

第 2 条（定義）

この規則で使用する用語の定義は次のとおり。

1～3 省略

4 耐火構造とは、「建築法施行令」第 2 条第 1 項第 7 号の 2 の規定による耐火構造をいう。

5 不燃材料とは、「建築法施行令」第 2 条第 1 項第 10 号の規定による不燃材料中、ガラス以外のものをいう。